

■ 県営住宅における地域コミュニティの形成について

Q 外国人入居者との共存を図るためには、行政の支援が不可欠。一定の形が整うまで行政が主体となって解決に向けて取り組むべきでは。

A 生活習慣の違いなどから、日本人入居者とのトラブルの発生やその対応の困難さなど固有の課題が生じ

■ 市営住宅の管理運営について

Q 自治会だけでは解決できない課題について。

A 迷惑行為については、原因者への指導をより一層徹底していく。また、団地の共用部分についての修繕等の要望については、緊急度を勘案しながら改善する。さらに、団地のコミュニティ形成は重要であり、外国人入居者との共存や高齢化など課題に対して区役所

していると認識している。昨年は防災をテーマとし交流する場を関係課と連携して実施。今後はさらに、自治会の意向を確認しながら千葉県住宅供給公社や千葉市国際交流協会を含む協議の場を設定し、対策を講じていく。

等と連携を図り、自治会の声を聞きながら対応に努めていく。



◆ 地域防災力の向上について

少子化に伴う学校適正配置により、避難場所の受け入れ区域が広範囲となり地域の実情を踏まえた避難所や一時避難場所を増やす必要性について伺いました。

Q 現在指定されていない公共施設や民間事業所など、一時避難所としての協力を仰ぐことが必要ではないのか。

A 各地域の特性に応じて一時的に避難できるよう自治会館や地域内の公共施設の一時利用など地域の方々や施設管理者等と検討していく。また、民間事業所の活用にあたっては、避難者に対する支援の方法や二次災害に関する施設への補償など協議する事項があるが、事業者の理解と協力が得られるよう努めていく。

Q 住民不安を解消するための取り組みと今後の対応に

ついて。

A 避難場所の減少する地域においては、円滑に避難行動を行えるよう、現在、避難所運営委員会の再編について地域の住民と協議している。地域と協力して、災害時の支援体制づくりを進めていく。



◆ 稲毛海岸駅周辺の自転車対策について

自転車と歩行者の事故が増加していることが社会的問題となっております。稲毛海岸駅周辺における自転車走行環境の改善について伺いました。

Q 駅周辺の利用者にわかりやすい自転車走行レーンなどの安全対策の必要性について。

A 駅周辺の利用者にわかりやすい環境の創出にあたっては、道路幅員や交通状況に応じ、自転車レーンや青色の矢羽根マークを路面に表示する車道混在型など、最適な整備手法を選定する。

Q 一般車向けの定期講習会の開催について市の対応と対策について。

A 美浜区は、交通事故のうち自転車事故の占める割合が高いことから、改正法施行前に稲毛海岸駅において、警察や交通安全協会など「自転車マナーアップキャンペーン」を実施し啓発に努めた。今後、地域の実情に合わせた安全対策が必要であり、道路管理者や警察など関係機関との連携を図り、必要な安全対策の検討や要望をしていく。



市政に関するご意見ご要望をお寄せください。

千葉市議会議員

伊藤こうへい

〒261-0001 千葉市美浜区幸町2-11-16-207

Tel/Fax. 043-301-3841

<http://www.komei.or.jp/km/chiba-ito-kohei/>



小さな声を形に! 伊藤こうへい通信

第2回 定例会 一般質問より

◆重症心身障がい児(者)の地域生活支援について

在宅で介護を行う家族の負担軽減を図り、地域で安心して暮らせる環境づくりが大切です。親なき後も安心して地域生活が送れる仕組みづくりについて伺いました。

Q 計画相談支援事業のさらなる充実について。

A 療育センターに設置した計画相談支援事業所「ぱれっと」において、市障害者施設の利用者を対象にサービス相談利用計画を作成してきたほか、民間事業所に計画相談支援事業への参入を促してきたが、事業者の参入が十分でないため引き続き事業者の参入を求めるとともに、国に報酬改定を要望している。

Q 増車も含めた桜木園での送迎などの充実について。

A 全てのサービス利用希望者に対応できない状況は認識している。入所者が他の医療機関等に通



院する際に使用している車両を試行的に活用しているが、送迎車に同乗させている看護師や車両の確保など含め、送迎サービスの充実について検討する。

Q 医療的ケアに対応できるヘルパーの養成について。

A 千葉県から研修実施施設機関の指定を受けている桜木園において、昨年度49人の研修を終了した。今年も引き続き実施しているが、今年はいよいよ一層の利用を促すための周知を行うほか、研修をより効果的なものとするため事業内容の検討を進める。

◆住み続けられる住宅環境について

昭和40年代から50年代にかけて建てられた住宅団地、美浜区における公的賃貸住宅の課題解決について伺いました。

■雇用促進住宅について

Q 入居者への周知や今後のスケジュールについて。

A 入居者に対し、住宅の譲渡・廃止に係わるお知らせを配布しており、年内に入居者への説明資料の配布と入居者説明会を実施する予定と聞いている。また、H33年の廃止を踏まえ、入居者が継続的に入居できることを条件に、H28年度からH29年度にかけて民間売却を行うとしている。

Q 入居者がいる中で事業の廃止ができるのか。

A 民間売却をできなかった場合には、入居者の方へ丁寧に退去に係わる説明を行い、H33年度を期限とする住宅廃止を進めていく。住宅廃止をする場合、定期借家契約の入居者は、2年以内の契約期間の満了に伴い退去となり、普通借家契約の入居者については、立退料を支払い退去をお願いすると聞いている。

Q 市が公営住宅として取得する場合の費用は。民間売却も同じ条件となるのか。

A 雇用促進住宅全体のH20年度不動産鑑定による参考



価格は、評価額約49億円に対して5割以内の減額をした額が市の取得する場合の額となることや、民間への売却条件は、不動産鑑定評価に基づき予定価格を設定し入札により決定すると聞いている。

Q 高齢者や生活困窮により転居困難者が発生した場合の支援について。

A 雇用促進住宅が廃止となった場合、高齢者や生活困窮者などの支援を必要とする入居者には、公的賃貸住宅の情報提供に努めたいと考えている。